

A-1 次の記述は、免許を要しない無線局のうち発射する電波が著しく微弱な無線局について述べたものである。電波法施行規則（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 電波法第4条（無線局の開設）第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

(1) 当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度（注）が、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であるもの

注 総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。

周波数帯	電界強度
322MHz以下	毎メートル <input type="text"/> A
322MHzを超え10GHz以下	毎メートル <input type="text"/> B
10GHzを超え150GHz以下	次式で求められる値（毎メートル <input type="text"/> A を超える場合は、毎メートル <input type="text"/> A） 毎メートル $3.5 f$ マイクロボルト fは、GHzを単位とする周波数とする。
150GHzを超えるもの	毎メートル <input type="text"/> A

(2) 当該無線局の無線設備から500メートルの距離において、その電界強度が毎メートル C 以下のものであって、総務大臣が用途並びに電波の型式及び周波数を定めて告示するもの

(3) 標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他の測定用小型発振器

② ①の(1)の電界強度の測定方法については、別に告示する。

A	B	C
1 500マイクロボルト	150マイクロボルト	500マイクロボルト
2 100マイクロボルト	35マイクロボルト	500マイクロボルト
3 500マイクロボルト	35マイクロボルト	200マイクロボルト
4 100マイクロボルト	150マイクロボルト	200マイクロボルト

A-2 無線局の免許状の訂正に関する次の記述のうち、電波法（第21条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正しておかなければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A-3 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに申請者に対し指定する事項に該当するものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の型式及び周波数 2 無線設備の設置場所 3 通信の相手方及び通信事項 4 無線局の種別

A-4 無線局の予備免許を受けた者から予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に、その工事が落成した旨の届出がないときに、総務大臣が行う処分に関する次の記述のうち、電波法（第11条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、速やかにその工事落成の届出をするよう命じなければならない。
- 2 総務大臣は、その工事落成の期限の延長の申請をするよう命じなければならない。
- 3 総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。
- 4 総務大臣は、その予備免許を取り消し、再度免許の申請をするよう指示しなければならない。

A-5 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び安定度等
- 2 周波数の安定度及び幅、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の安定度、空中線電力の偏差等
- 4 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等

A-6 次の記述は、「送信設備」及び「送信装置」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「送信設備」とは、 A とから成る電波を送る設備をいう。
- ② 「送信装置」とは、無線通信の送信のための B をいう。

A	B
1 送信装置と送信空中線系	高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置
2 送信装置と電源回路のしゃ断器等保護装置	高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置
3 送信装置と電源回路のしゃ断器等保護装置	高周波エネルギーを発生する装置
4 送信装置と送信空中線系	高周波エネルギーを発生する装置

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 周波数をその A に維持するため、送信装置は、できる限り B によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る C によっても周波数をその A に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 占有周波数帯幅の許容値内	外圍の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃
2 占有周波数帯幅の許容値内	電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化
3 許容偏差内	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
4 許容偏差内	外圍の温度又は湿度の変化	気圧の変化

A-8 次に掲げる送信空中線に関する事項のうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 空中線の周波数帯域がなるべく大であること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 満足な指向特性が得られること。

A-9 無線局の免許状の記載事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第53条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A-10 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、 B なければならない。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の C を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

A	B	C
1 品位に欠ける	できる限り簡潔で	識別信号及び送信局の地名
2 品位に欠ける	なるべく略符号又は略語を使用し	識別信号
3 必要のない	なるべく略符号又は略語を使用し	識別信号及び送信局の地名
4 必要のない	できる限り簡潔で	識別信号

A-11 次の記述は、アマチュア局の無線電信通信の方法について述べたものである。無線局運用規則（第13条、第30条及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局は、長時間継続して通報を送信するときは、 A ごとを標準として適当に B を送信しなければならない。

A	B
1 5分	「DE」及び自局の呼出符号
2 10分	「DE」及び自局の呼出符号
3 10分	自局の呼出符号及び「QRL」
4 5分	自局の呼出符号及び「QRL」

A-12 次の記述は、アマチュア局の運用に係る発射の制限等について述べたものである。無線局運用規則（第257条及び第258条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、その A、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が Bの運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与えるおそれがあるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

A	B
1 発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	他の無線局
2 発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	重要無線通信を行う無線局
3 発射する電波の周波数帯の中央の周波数が	他の無線局
4 発射する電波の周波数帯の中央の周波数が	重要無線通信を行う無線局

A-13 次の記述は、無線電信通信における誤送の訂正について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第31条並びに別表第1号及び第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句及び略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、次の(1)又は(2)に掲げる略符号を前置して、 A から更に送信しなければならない。

- (1) 手送による和文の送信の場合は、
- (2) 自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、 B

A	B
1 誤った語字
2 誤った語字	.-. .--- -
3 正しく送信した適當の語字
4 正しく送信した適當の語字	.-. .--- -

A-14 無線電信通信において、次の略符号を表すモールス符号のうち、「送信の待機を要求する符号」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . . . - . -
- 2 - . . . - . -
- 3 . - . - .
- 4 . - . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 無線電信通信において、次の略符号を表すモールス符号のうち、「こちらは、そちらへ伝送するものではありません。」を示すQ符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - . - - -
- 2 - - . - . - . . . - -
- 3 - - . - . . . - - -
- 4 - - . - . - . - - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 ZCF LARXQE	- - . . - . - . . . - - . - . - . - - - - . - .
2 PHANRDMSL	. - - - - . . - . - . . - - - . . .
3 GKHOVPDUW	- - . - . - - - - - . - - . - - . - -
4 LGKBUHIT	. - . . - - . . - - - - - - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して A の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、 B させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。

A	B
1 期間を定めて運用	その無線局に電波を試験的に発射
2 期間を定めて運用	登録検査等事業者（注）をその無線局に派遣し、無線設備を検査
3 臨時に電波の発射	登録検査等事業者（注）をその無線局に派遣し、無線設備を検査
4 臨時に電波の発射	その無線局に電波を試験的に発射

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A-18 無線従事者の免許の取消し等に関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作の範囲を制限することができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が日本の国籍を失ったときは、その免許を取り消すことができる。

A-19 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き A 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項等の変更若しくは無線設備の変更の工事の許可を受け、又は電波の型式、周波数、空中線電力等の指定の変更を行わせたとき。
- (4) 電波法第76条第1項の B の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (5) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から C を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6月	電波の発射	3年
2	3月	電波の発射	2年
3	3月	無線局の運用	3年
4	6月	無線局の運用	2年

A-20 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の B 又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を C させることができる。

	A	B	C
1	他の無線設備	所有者	検査
2	電波天文業務の用に供する受信設備	運用者	検査
3	電波天文業務の用に供する受信設備	所有者	撤去
4	他の無線設備	運用者	撤去

A-21 無線通信規則において、すべての無線局に禁止されている伝送に関する次の事項のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送
- 2 略語による伝送
- 3 不要な伝送
- 4 過剰な信号の伝送

A-22 局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 減幅電波（B電波）の発射は、すべての局に対して禁止する。
- 2 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、とりわけ、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、デジタル通信技術の使用が有効である。
- 3 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 4 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。

A-23 無線局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 3 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信機から輻射するエネルギーは、他局に有害な混信を生じさせてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局を運用するための免許を得ようとする者にモールス信号によって文を A する能力を実証すべきかどうか判断する。
- ② アマチュア局の最大電力は、 B が定める。
- ③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の C は、アマチュア局に適用する。

A	B	C
1 送信	関係主管庁	技術特性の規定
2 送信及び受信	国際電気通信連合	技術特性の規定
3 送信及び受信	関係主管庁	すべての一般規定
4 送信	国際電気通信連合	すべての一般規定

B-1 次の記述は、電波法の目的又は用語の定義について述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の ア することを目的とする。
- ② 「電波」とは、 イ 以下の周波数の電磁波をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための ウ をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための エ をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び オ の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

- | | | | |
|---------------|-------------|----------|-------------|
| 1 利益を促進 | 2 300万ギガヘルツ | 3 送受信装置 | 4 300万メガヘルツ |
| 5 福祉を増進 | 6 電气的設備 | 7 通信設備 | 8 送受信設備 |
| 9 無線設備の操作を行う者 | | 10 無線従事者 | |

B-2 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

区分	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	J3E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
イ	C3F	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	ファクシミリ
ウ	D7D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
エ	G1B	パルス変調（変調パルス列）であって位置変調又は位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって自動受信を目的とするもの
オ	F2A	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの

B-3 次の記述は、無線電信通信における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信し、更に 聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 を超えてはならない。

- (1) EX 3回
- (2) DE 1回
- (3) 自局の呼出符号

② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。

③ ①の後段にかかわらず、アマチュア局にあっては、必要があるときは、 を超えて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 周波数及びその他必要と認める周波数 | 2 周波数 |
| 3 3分間 | 4 1分間 |
| 5 10秒間 | 6 20秒間 |
| 7 3回 | 8 1回 |
| 9 他の無線局の通信に混信を与えないこと | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア VTDRFOGEA	...- - -... ..- -... - - - - - . . -
イ JILMBZAXS	...- . . -... - - -... - -... . - . -... ..
ウ LWCKTSURN - - -... -... -... - - . - . - .
エ IRTORDYKF	. . . - . - - - -... -... -... -... -... - . . -
オ GHNXTKCHU	- - - . -... - -... -... -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) を行ったとき。
- (2) 命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

② 総務大臣は、 その他無線局の するため必要があると認めるときは、 に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

- | | | | |
|--------------------|--------------|----------------|----------------|
| 1 遭難通信 | 2 試験電波の発射 | 3 電波法又は電波法に基づく | 4 電波法及び放送法に基づく |
| 5 混信の防止 | 6 無線通信の秩序の維持 | 7 適正な運用を確保 | 8 運用の状況を把握 |
| 9 無線局に選任されている無線従事者 | 10 免許人 | | |

B-6 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を ために必要な措置をとることを約束する。

- (1) 無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)の無線通信の傍受によって得られた について、許可なく、その を漏らし、又はそれを こと。

- | | | |
|---------------------|----------------|--------------------------|
| 1 禁止し、及び防止する | 2 禁止する | 3 自己若しくは他人に利益又は損害を与え得る情報 |
| 4 公衆の一般的利用を目的としていない | 5 暗号化された | 6 すべての種類の情報 |
| 7 内容 | 8 内容若しくは単にその存在 | 9 公表若しくは利用する |
| 10 自己又は他人の用に供する | | |